

# 自己株式の売却処分 の事例 0709（下）

制度調査部  
堀内勇世

その他の方法～他社株式取得の対価として利用等

## 【要約】

平成19年（2007年）1月1日から8月31日までの適時開示書類（プレスリリース）に基づき、保有する自己株式の売却処分の事例を紹介する。

このレポートでは、「その他の方法」の事例一覧を掲載する。

「その他の方法」としては、「TOBへの応募による方法」と「他社株式取得の対価として利用する方法」を取り上げる。

「TOBへの応募による方法」での売却処分は2社（2件）、「他社株式取得の対価として利用する方法」での売却処分は3社（3件）が確認された。

## 1．自己株式（金庫株）の処分等の方法

会社法の下では、保有する自己株式（金庫株）の処分等の方法は、概ね次の通りである（注1）（注2）。

### 売却処分

合併などの際の代用自己株式

新株予約権の行使時の移転

単元未満株式の買増制度への対応

取得請求権付株式の取得の対価

取得条項付株式・取得条項付新株予約権の取得の対価

全部取得条項付種類株式の取得の対価

株式無償割当てに利用

消却

（注1）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、2006年）の211ページ参照。

（注2）次のレポート参照。

- ・「会社法と自己株式の処分Q & A」（堀内勇世、2005.8.29作成）
- ・「自己株式（金庫株）の処分等の方法の一覧」（堀内勇世、2006.9.22作成）

ここでは、「売却処分」の事例を紹介する。

なお、自己株式を売却処分する場合、会社法上、新株発行手続と同様の規制を受ける（例えば、公

告が必要、いわゆる有利発行規制を受ける等)。

## 2 . 自己株式 ( 金庫株 ) の売却処分の事例

ここでは、適時開示書類 ( プレスリリース ) で見つけた、「**売却処分**」の方法による自己株式 ( 金庫株 ) の処分の事例を紹介する ( 注3 ) ( 注4 )。

( 注3 ) 適時開示書類 ( プレスリリース ) では、処分等の対象となる自己株式がどのように取得されたものであるか明らかではない。

( 注4 ) 平成 19 年 ( 2007 年 ) 1 月 1 日 ~ 平成 19 年 ( 2007 年 ) 8 月 31 日の適時開示書類 ( プレスリリース ) による。

「**売出し的な方法**」「**グリーンシュエオプションに利用する方法**」「**第三者割当て的な方法**」「**その他の方法**」の 4 つに大きく分類することにする。

このレポートでは、「**その他の方法**」を紹介する ( 注5 )。

( 注5 ) 「**売出し的な方法**」、「**グリーンシュエオプションに利用する方法**」、「**第三者割当て的な方法**」については、以下のレポート参照。

- ・「自己株式の売却処分の事例 0709 ( 上 ) 」 ( 堀内勇世、2007.9.18 作成 )
- ・「自己株式の売却処分の事例 0709 ( 中 ) 」 ( 堀内勇世、2007.9.20 作成 )

### **その他の方法**

ここでは、調査対象期間中に適時開示書類 ( プレスリリース ) から見つかった、「**TOB への応募による方法**」と「**他社株式取得の対価として利用する方法**」を取り上げる ( 注6 )。

( 注6 ) バナーズ ( 3011 ) は、適時開示書類 ( プレスリリース ) [ H19.1.30、H19.2.13 ] で、強制執行に関連して自己株式の売却があった旨を開示している。事情がよくわからない上に、かなり特殊な事例と思われるので、ここでは取り上げていない。

#### 1 ) TOB への応募による方法

この「TOB への応募による方法」は、第三者割当て的な方法を利用するものともいえる。しかし、保有する自己株式を「TOB への応募」という形で処分するという特殊性を有することから、ここでは別の方法として分類する。

「TOB への応募」という形で、保有する自己株式 ( 金庫株 ) を処分することを、公表した会社としては、次の会社が存在する。

会社名	証券コード	開示書類の日付	備考
カウボーイ	9971	H19.1.10 (H18.12.8 H18.12.9)	合同会社月光によるカウボーイ株式への TOB に応募するという形で処分。 この処分には、有利発行の株主総会決議が存在する。他社への第三者割当による新株発行などを同時に行う。(平成18年12月に取締役会決議があり公表されているが、平成19年1月にも関連事項の公表があったので、掲載している。)
東京個別指導学院	4745	H19.5.18 H19.6.20	ベネッセコーポレーションによる東京個別指導学院株式への TOB に応募するという形で処分。

## 2) 他社株式取得の対価として利用する方法

この「他社株式取得の対価として利用する方法」は、第三者割当て的な方法を利用するものともいえる。しかし、保有する自己株式を直接「他社株式を取得する際の対価として利用する」という形で処分するという特殊性を有することから、ここでは別の方法として分類する。

「他社株式取得の対価として利用する方法」という形で、保有する自己株式(金庫株)を処分することを、公表した会社としては、次の会社が存在する。

なお、自己株式の処分額を他社株式を取得する際の取得額に充当する旨が記載された事例については、ここには含めていない。

会社名	証券コード	開示書類の日付	備考
極東開発工業	7226	H19.2.27	日本トレックスの株式を住友軽金属工業から取得するに当り、その対価の一部として保有する自己株式(金庫株)を利用。
オメガプロジェクト・ホールディングス	6819	H19.3.13	GRANDPORT Co.,Ltdの株式をユニオンホールディングスから取得するに当り、その対価として保有する自己株式(金庫株)を利用。
ダヴィンチ・アドバイザーズ	4314	H19.7.12 H19.7.27	Quantum Group Holdings Pty Ltd.社の株式を Rachael Louise Gribble 氏から取得するに当り、その対価の一部として保有する自己株式(金庫株)を利用。

## 3. 自己株式(金庫株)の処分等に関する東証の資料

東京証券取引所では、「自己株式の取得及び処理状況」という資料を作成し、以下のホームページに掲載している。

<http://www.tse.or.jp/market/data/ownshare/index.html>

この「自己株式の取得及び処理状況」には、自己株式の処分だけでなく、自己株式の取得に関する資料も掲載されている。